

法務省矯成第2631号
平成27年10月1日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局成人矯正課長 松田 治
法務省矯正局矯正医療管理官 桐生 康生

「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」の一部改正について（通知）

性同一性障害等を有する被収容者の処遇については、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号成人矯正課長・矯正医療管理官連名通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」に基づき実施してきたところですが、今般、MTFの者のうち外形変更済みの者（男性器及び睾丸を除去した者）の処遇に当たってより一層の配慮を行うため、同通知の一部を下記のとおり改め、本日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 本通知中「保安課又は医療分類課」を「成人矯正第一課又は矯正医療調整官」に改める。
- 2 記の2中「定義」を「定義等」に改める。
- 3 記の1の（3）の次に次のように加える。

（4）その他

性同一性障害であるか否かについては、知識及び経験を有する医師でなければ服装倒錯的フェティシズム、両性役割服装転換症、自己女性化性愛、同性愛等との鑑別が困難なことが多いため、在社会時の医療機関等から診断書、診療情報等を被収容者に入手させ、又は、指名医を含めた診療を受けさせること等により、可能な限り同障害の存否を明確にするよう指導するほか、性同一性障害を有する被収容者から戸籍の性別変更手続を行いたい旨の申出があった場合には、関係機関への発信を認めるなど、必要な対応を行うこと。

4 記の3の(3)のイ中「処遇に固執」を「処遇を希望」に、「通常昼夜居室処遇とする」を「昼夜居室処遇とする」に改める。

5 記の4中(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 入浴等の着衣を付けない状態の監視及び着衣の有無にかかわらず直接接触して行う身体検査

ここでいう「入浴等の着衣を付けない状態の監視」を行う職員とは、入浴等を実施する担当職員に限らず、着衣を付けない状態を直接視認することとなる職員も含まれること。

ア MTFの者のうち外形変更済みの者(男性器及び睾丸を除去した者)

(ア) 女子職員による対応とすること。ただし、不測の事態により女子職員による対応を行ういとまがない場合や当該被収容者に粗暴性が認められる場合など、女子職員による対応とすることが適当でない特段の事情が認められる場合には、複数の男子職員による対応として差し支えないこと。

(イ) 男子職員が入浴等を実施する女子職員を監督又は応援する必要がある場合には、当該男子職員は、制止等の措置を執るなど緊急に対応する必要があるときを除き、当該被収容者の羞恥心等に配慮して着衣を付けない状態を直接視認しない方法で行うこと。

(ウ) 入浴等の際し、脱衣場の窓に目隠しするなどして、男子職員が着衣を付けない状態を直接視認し得ない措置を講じている場合には、男子職員による対応で差し支えないこと。

イ MTFの者のうち上記アの外形変更に至らない者

原則として複数の男子職員による対応とするが、必要に応じて、女子職員を含む対応として差し支えないこと。

ウ FTMの者

外形変更の有無にかかわらず、女子職員による対応(法第34条第2項の例による。)とし、必要に応じて、男子職員がその場において応援すること。

エ 入浴、身体検査等の実施に当たっては、なるべく他の被収容者と接触させず、単独で行うとともに、個々の被収容者の事情に応じて、戒護上の支障が生じない範囲において、つい立を設置するなど、羞恥心に配慮した対応をするよう努めること。

オ 対応職員に対しては、必要に応じて、性同一性障害について説明を行うなど、正しい理解の下において対応させるよう努めること。

(2) (1)以外の場面における戒護

- ア 外形変更の有無等にかかわらず、性同一性障害者等であるとの理由のみをもって特別な取扱いをせず、他の被収容者と同様、収容区域の担当職員等による対応とすること。
- イ 健康診断（法61条）や診療等（法62条）は、その性質上、上記（1）に該当するものではなく、これらを行う医師及び医療従事者については性別を限定する必要はないこと。